

諮問番号：令和元年度諮問第39号

答申番号：令和元年度答申第36号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人の精神科の主治医（以下「本件主治医」という。）の同意を得た上で、はり治療に係る保護変更申請（以下「本件申請」という。）を行ったものであり、主治医に給付可否意見書を送付することなく却下したことは、違法又は不当である。

2 処分庁の主張の要旨

はり・きゅうの施術は、それが絶対不可欠である場合に限られるとされているところ、本件主治医は請求人に処方する安定剤を減らすことで発生する体の痛みを緩和させるための方法の一つとしてはり・きゅうの施術を勧めているものであり、請求人はこの病状の治療のために整形外科で受診していないことから、治療のための唯一の方法とは判断できない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分（生活保護変更申請却下処分）は、生活保護法（以下「法」という。）

及び保護の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 本件主治医は、精神科医師として請求人の精神疾患に係る症状の治療に当たってきたものであり、保護の処理基準においてはり・きゅう施術の対象されている疾病（以下「対象疾病」という。）の治療を行ったものではないことが認められる。また、請求人が他の医療機関において対象疾病の治療を受け、所期の治療効果が得られない又は治療効果があらわれていないと判断されたとの事実も認められないことから、本件申請は施術の給付要件を満たしているとは認められない。

また、引き続き6か月を超えてはり・きゅうの施術を必要とするときは、改めて医療扶助継続の要否を十分検討することとされているところ、原処分時においては、先に請求人が行った本件申請と同内容の生活保護変更申請に対して処分庁が医療扶助検討を行ってから1月半しか経過しておらず、特段の事情の

変化も認められないことから、処分庁がこれを本件申請に係る施術の要否の判断に用いて原処分を行ったことに違法又は不当な点は認められない。

なお、本件主治医が対象疾病の治療に当たっていないのは前記のとおりであるから、本件主治医の同意が対象疾病の治療に対する医師の同意と解することはできず、また、処分庁が本件主治医に給付要否意見書を送付しなかったとしても特段の違法又は不当はなく、請求人の主張は採用できない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年2月13日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月19日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護の医療扶助（法第11条第1項第4号）は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して行われるものであり、医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術（法第15条第3号）は医療扶助の対象とされている。

また、保護の変更の決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、かかる基準によれば、医療扶助を行う場合における施術の給付方針は、必要最小限度の施術を原則として現物給付するものとされ、その範囲ははり・きゅうにあつては、慢性病であつて、医師による適当な治療手段のないものを対象とすることとされている。また、施術の給付が認められるのは、治療上必要不可欠と認められる場合に限られている。

そこで本件についてみると、本件主治医の見解は、請求人の不安神経症について、薬物療法があまり有効でないため、代替療法が可能なら試す価値があるという趣旨にとどまっており、本件主治医による治療を受けている請求人の疾患について、はり・きゅう施術のほか治療手段がないとは言うことができず、治療上必要不可欠とも言えないから、本件申請を認めないこととした原処分は、法令等の規定に従った適正な取扱いであると認められる。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

委 員 (会長) 岸 本 太 樹

委 員 中 原 猛

委 員 日 笠 倫 子